

法改正に係るサポートセンターを開設します

(株)香川県建築住宅センターでは、令和7年4月1日施行の建築基準法や省エネ法の改正に伴う手続きの混乱や停滞を防ぐため、国の委託を受けて、設計者や現場監理者、施工者の皆様の疑問にお答えするサポートセンターを開設し、円滑な建築工事を進めていくためのお手伝いをいたします。

○サポート期間

令和6年12月1日～令和7年3月31日（来年度も延長可能性有）

○想定される御相談の内容（例）

- ・法改正前後に着手予定工事の確認申請提出時期と適用される基準について
- ・木造2階の特例廃止により必要となる図面や図面に明記すべき項目について
- ・特例廃止により検査時に必要となる監理者の報告項目や添付写真について
- ・住宅に適用される省エネ基準への対応と確認申請時の手続き方法について
- ・木造の構造計算（壁量計算）の変更点と対応方法について

○サポート対象となる工事

- ・法改正に係る相談内容であること
- ・計画が図面レベルまで具体化しているものであること
- ・香川県内に建設される計画であること
- ・現行（改正前）建築基準法第6条第1項の「4号建築物」であること

○サポートの利用方法

- ・建築図面を見ながら、対面により質疑応答を行う方法を基本としますので、可能な限り事前に日程調整の上で御来社ください。
- ・電話やメールで完結できる内容であれば、そちらでも対応いたします。
- ・サポート後、簡単なアンケートへの御協力をお願いする場合があります。

連絡先、担当者

(株)香川県建築住宅センター 安藤暢英

TEL 087-832-5270

FAX 087-832-5271

MAIL info@kgw-kjc.co.jp